

総務環境委員会

説明資料

平成27年3月4日

総務関係

目 次

	頁
1 新しい住民自治の仕組みの検討に係る市民フォーラムの開催について・・・	1
2 経営アドバイザーについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 中部国際空港の利用状況の推移について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 主要空港の航空旅客数の伸び率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 中部国際空港の特長と課題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6 中部国際空港の駐車場料金の推移について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 学生タウンなごやの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8 中京都構想に関する市長の総括について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9 テレビ・ラジオ・公式ウェブサイトに係る予算額の推移について・・・・	8
10 広報用キャラクターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
11 心身の故障による休職者数の推移について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
12 人事委員会の設置等に関する根拠規定について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
13 平成26年職種別民間給与実態調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
14 人事委員会勧告以降の給与改定に関する経過について・・・・・・・・・・	23
15 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について	26
16 人事委員会勧告による任用段階別の平均年収の引上額並びに 市長及び副市長の7万円減額の理由について・・・・・・・・・・・・・・・・	27
17 平成26年度給与改定による平均年収及び退職手当への影響額について	28
18 人事院総裁宛ての要望書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
19 職員一人当たりの平均超過勤務時間数の推移について・・・・・・・・・・	30

20	要望等記録制度の運用実績について・・・・・・・・・・・・・・・・	31
21	平成27年度における要望等記録制度の運用に関する取り組みについて・・・	32
22	市議会議員選挙と県議会議員選挙を単独で行った場合と同時に行った場合の 経費について・・・・・・・・・・・・・・・・	33
23	5都市における選挙のお知らせの配付方法等について・・・・・・・・	34
24	投票所における従事員について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
25	名古屋市任期付職員の選考について・・・・・・・・・・・・・・・・	36

1 新しい住民自治の仕組みの検討に係る市民フォーラムの開催について

(1) 趣旨

講演やパネルディスカッション等を通じ、市民に住民自治について考えていただくとともに、市民の意見を幅広く聴取する機会とし、新しい住民自治の仕組みの検討につなげる。

(2) 予算の内訳

区 分	予 算 額
講師・パネリスト謝金等	234 千円
広 報 経 費	133
資料作成及び会場設営経費	633
合 計	1,000

2 経営アドバイザーについて

氏名	役職等	主な専門分野
浅野 洋	税理士	税制分野
石村 耕治	白鷗大学法学部教授	税制分野
井戸田 善之	NHK交響楽団員 洗足学園音楽大学・大学院教授	文化芸術分野
加藤 武夫	前名古屋市会議員	—
小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授	行政経営・ 環境分野
桜井 治幸	前名古屋市会議員	—
杉藤 清行	株式会社M. I. T理事長	教育分野
武田 邦彦	中部大学教授	環境分野
立花 貞司	トヨタホーム株式会社取締役会長 名古屋商工会議所副会頭	行政経営・ 経済分野
中条 潮	慶應義塾大学商学部教授	行政経営・ 公共政策分野
長尾 正崇	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授	児童虐待・ 医療分野
藤田 民夫	名古屋記念病院名誉院長	医療・健康分野
堀越 哲美	愛知産業大学学長	都市計画分野
山田 昭義	社会福祉法人AJU自立の家専務理事	福祉分野
吉田 伸五	前名古屋市会議員	—

(注) 1 役職等は委嘱時である平成26年5月1日時点

2 五十音順

3 中部国際空港の利用状況の推移について

(1) 旅客数、貨物取扱量

区 分		平成25年	平成26年
旅客数	国際線	445 万人	448 万人
	国内線	524	539
	合 計	970	988
貨物取扱量	国際線	13 万t	16 万t
	国内線	2	3
	合 計	16	19

(注) 単位未満を切り捨てしたため、合計と一致しない場合がある。

(2) 便数

区 分		平成26年3月1日現在	平成27年3月1日現在
国際線	旅客便	279 便/週	297 便/週
	貨物便	28	28
	合 計	307	325
国内線	旅客便	76 便/日	77 便/日
	貨物便	0	0
	合 計	76	77

(3) 就航都市数

区 分		平成26年3月1日現在	平成27年3月1日現在
国際線	旅客便	26 都市	26 都市
	貨物便	7	8
国内線	旅客便	18	18
	貨物便	0	0

4 主要空港の航空旅客数の伸び率について

空 港 名	航空旅客数		伸び率
	平成25年	平成26年	
中部国際空港	970 万人	988 万人	1.8 %
成田国際空港	3,537	3,559	0.6
東京国際空港 (羽田空港)	6,842	7,282	6.4
関西国際空港	1,766	1,935	9.5

- (注) 1 航空旅客数は1万人未満切り捨て
 2 航空旅客数は、国際線、国内線の利用者の合計値
 3 伸び率は0.1%未満切り捨て

5 中部国際空港の特長と課題について

区 分	内 容
特 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都心に近い都市型空港である。 ・日本の中心に位置し、交通結節機能の充実により、効率的な交通ネットワーク整備が可能である。 ・製造業を中心とするグローバル企業が集積しており、旅客、貨物両面でのビジネス交流が活発である。 ・観光資源が凝縮した地域であり、昇龍道プロジェクトなどの地域が一体となった取り組みが進んでいる。 ・顧客サービスに関する評価が世界的に高い空港であり、「Best Regional Airport Asia award 2014」などを受賞している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・国際線路線数が成田国際空港、関西国際空港に比べ少ない。 ・滑走路が1本であり、メンテナンスのため、夜間に滑走路が閉鎖される。 ・朝のピーク時の発着可能回数が飽和状態に近い。 ・空港へのアクセス手段が少ない。

6 中部国際空港の駐車場料金の推移について

時 期	5 時間まで	5～24 時間	1 日～5 日	6 日以降
平成 17 年 2 月	300 円／時間 但し、30 分 以内は、無料	1,500 円	1,500 円／日	
平成 19 年 8 月	300 円／時間 但し、30 分 以内は、無料	1,500 円	1,500 円／日	1,000 円／日
平成 22 年 7 月	300 円／時間 但し、30 分 以内は、無料	1,500 円	1,500 円／日	1,000 円／日 但し、予約車 は、無料
平成 23 年 4 月	300 円／時間 但し、30 分 以内は、無料	1,500 円	1,500 円／日 但し、各日 5 時間までは、 300 円／時間	無料 但し、30 日を 超える場合 は、1,000 円／ 日が加算

- (注) 1 普通車の駐車場料金
 2 割引制度有り (例：低公害車利用者 300 円引き)
 3 平成 18 年 4 月から駐車場予約を別途料金 1,000 円／回で
 受付開始

7 学生タウンなごやの推進について

(1) 趣旨

「若い世代が学び、遊び、働けるまち」を実現するため、学生と社会との連携・協働を図るなど、学生の活力による魅力あるまちを目指す学生タウンなごやを推進し、具体的な取り組みとして、「ナゴ校」を実施するもの

(2) 予算の内訳

区分	主 な 内 容	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度
運 営	・アドバイザーによる 運営支援 ・テレビ塔への事務局 業務委託	千円 3,060	千円 3,870	千円 2,330
広 報	・パンフレット及び活 動報告書の作成 ・ウェブサイトの保守 管理	3,440	1,130	1,070
	合 計	6,500	5,000	3,400

8 中京都構想に関する市長の総括について

中京都構想については、名前は別として終わったわけではない。

中京独立戦略本部会議は一段落し、27年度予算においては中京都に関する予算は計上していないが、市と県の連携並びに市と県のあり方についての議論を今後も続けていくつもりである。

名古屋圏域にふさわしい行政体制の検討については、法律の改正を伴う場合もあり、その場合には時間もかかる。

私も、県と市町村の関係が今のままでいいとは思っていない。まずは近隣市町村と仲良くやっていくことが大事である。

中京都構想を議論する過程において、市と県や近隣市町村との連携の機運が醸成され、なごやめしPRや防災に関する連携はすでに始まっている。そして、それが国土強韌化地域計画の策定などに繋がっている。

予算の執行については、会議開催の調整に時間がかかってしまい、不用額が出て申し訳ないと思っている。

9 テレビ・ラジオ・公式ウェブサイトに係る予算額の推移について

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	千円	千円	千円	千円
テレビ広報	86,200	71,408	73,353	73,350
ラジオ広報	11,724	11,724	12,059	12,058
公式ウェブサイト	21,518	21,518	21,105	19,947

(注) 公式ウェブサイトは、平成25年度に市民経済局から市長室へ移管

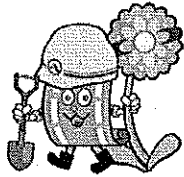


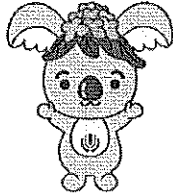
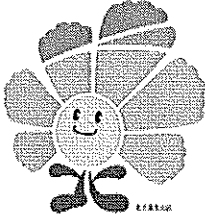


10 広報用キャラクターについて

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
マナーちゃん (交通事故防止) ----- 平成10年		—	市民経済局
コアラのハッピー (消費生活センター) ----- 平成16年		有	市民経済局
はち丸 (名古屋市公式マスコット キャラクター) ----- 平成20年		有	市民経済局
だなも (名古屋市公式マスコット キャラクター) ----- 平成20年		有	市民経済局
エビザベス (名古屋市公式マスコット キャラクター) ----- 平成20年		有	市民経済局
かなえっち (名古屋市公式マスコット キャラクター) ----- 平成20年		—	市民経済局

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
ひった栗 (ひったくり被害防止) 平成23年		有	市民経済局
なこちゃん (名古屋市工業研究所) 平成24年		—	市民経済局
なごみとなごじ (なごやジョブサポートセンター) 平成24年		—	市民経済局
コパ (環境学習センター) 平成9年		—	環 境 局
シャチのジュンちゃん (循環型社会を目指すマスコット キャラクター) 平成13年		有	環 境 局
こし マモル君 (古紙持ち去り防止) 平成24年		—	環 境 局
ワンニャン博士 (動物愛護センター) 昭和60年		有	健康福祉局

名称等 作成時期	デザイン	着ぐるみ	所管
なごや食育新鮮組 (食育推進) ----- 平成21年		—	健康福祉局
メタポリっくま (特定健康診査・特定保健指導) ----- 平成24年		有	健康福祉局
うさじ (いのちの支援) ----- 平成26年		—	健康福祉局
ぴよか (なごや未来っ子応援制度) ----- 平成19年		有	子ども青少年局
なごっち (なごや子ども条例) ----- 平成20年		—	子ども青少年局
ナコちゃん (名古屋高速道路) ----- 平成6年		—	住宅都市局
モグリン (若宮大通駐車場) ----- 平成6年		—	住宅都市局

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
なまずくん (耐震化支援) 平成8年		—	住宅都市局
いやしす (オアシス21) 平成17年		有	住宅都市局
ミッチー マチルダ (みちまちづくり推進) 平成24年		—	住宅都市局
歴まちくん (歴史的建造物の保存活用推進) 平成24年		—	住宅都市局
N子さん (地域まちづくり) 平成25年		—	住宅都市局
ホリゴン (堀川の再生) 平成15年		有	緑政土木局
のっぴー (東山スカイタワー) 平成19年		有	緑政土木局




名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
どりょくん (緑政土木局補修班) ----- 平成21年		—	緑政土木局
なごっぴー (農業センター) ----- 平成24年		有	緑政土木局
ズーボ (東山動植物園) ----- 平成25年		有	緑政土木局
こあらっち (千種区キャラクター) ----- 平成21年		有	千 種 区
キタッコ (「区の花コスモス」 デザインマーク) ----- 平成23年		有	北 区
くすのっち (楠フェスタ) ----- 平成25年		有	北 区
日吉丸・旭姫・犬 (中村区キャラクター) ----- 平成17年		—	中 村 区

名 称 等 ----- 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
ショウちゃん (昭和区キャラクター) ----- 平成23年		有	昭 和 区
みずほっぺ (瑞穂区キャラクター) ----- 平成25年		有	瑞 穂 区
ナッピー (中川区キャラクター) ----- 平成16年		有	中 川 区
ハボン (中川区キャラクター) ----- 平成19年		—	中 川 区
しゃちBAY (港区授産製品販売促進事業 「みなとーり」) ----- 平成25年		—	港 区
みなと〜る (港区授産製品販売促進事業 「みなと〜り南陽支店」) ----- 平成25年		—	港 区
Mi○○ (南区キャラクター) ----- 平成19年		有	南 区

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
南区がつく玉 (南区キャラクター) ----- 平成26年		—	南 区
モリタン (守山探検隊) ----- 平成11年		—	守 山 区
マメタン (守山自然ふれあいスクール) ----- 平成21年		—	守 山 区
モリスちゃん (守山区キャラクター) ----- 平成23年		有	守 山 区
みどりっち (緑区キャラクター) ----- 平成23年		有	緑 区
かぼっち (天白区キャラクター) ----- 平成26年		有	天 白 区
アサラ (名古屋市科学館) ----- 昭和63年		有	教育委員会

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
<p>ヨンデルー (子ども読書活動推進)</p> <p>平成20年</p>		有	教育委員会
<p>しだみこちゃん (歴史の里)</p> <p>平成22年</p>		有	教育委員会
<p>あいモン (あい・あい・あいさつ活動)</p> <p>平成23年</p>		有	教育委員会
<p>あいさつし太陽！！ (あい・あい・あいさつ活動)</p> <p>平成23年</p>		—	教育委員会
<p>アイムくん (あい・あい・あいさつ活動)</p> <p>平成23年</p>		—	教育委員会
<p>スポハチ (スポーツ振興)</p> <p>平成25年</p>		有	教育委員会
<p>埴輪氏 武 (歴史の里)</p> <p>平成25年</p>		有	教育委員会

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
クリタン (選挙啓発) 平成5年		有	選挙管理 委員会
ケッシー (消防局キャラクター) 平成6年		有	消 防 局
だんくん (消防団員募集) 平成20年		—	消 防 局
だんちゃん (消防団員募集) 平成20年		—	消 防 局
ジイジョ (防災・減災啓発) 平成25年		有	消 防 局
ソナ・エル (港防災センター) 平成25年		—	消 防 局
ミナトウ (港防災センター) 平成25年		—	消 防 局

名 称 等 作 成 時 期	デザイン	着ぐるみ	所 管
ユラ (港防災センター) ----- 平成25年		—	消 防 局
アメンボ (上下水道局キャラクター) ----- 平成4年		—	上下水道局
ハッチー (交通局キャラクター) ----- 平成14年		有	交 通 局

11 心身の故障による休職者数の推移について

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神疾患	270 人	268 人	267 人
新生物	38	45	39
その他	75	72	49
合 計	383	385	355

(注) 平成26年度は平成27年1月31日までの集計

12 人事委員会の設置等に関する根拠規定について

地方公務員法（抜すい）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第8条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一～四 （略）

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

六～十二 （略）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給料表に関する報告及び勧告)

第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。

給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

13 平成26年職種別民間給与実態調査について

区 分	内 容
目 的	国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。
期 間	5月1日～6月18日（49日間）
対 象 事 業 所	<p>（本市） 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の本市の民間事業所1,645事業所のうちから組織、規模、産業ごとに人事院が無作為に抽出した266事業所</p> <p>（参考 本市含む全国） 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所55,047事業所のうちから組織、規模、産業ごとに人事院が無作為に抽出した12,358事業所</p>
方 法	人事院及び地方公共団体の人事委員会が共同して、職員が直接事業所を訪問して実地調査を行う。
主 な 調 査 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表適用職員と類似する民間の事務・技術関係職種の個々の従業員について、役職、学歴、年齢及び4月分として支払われた給与額 ・ 事業所において1年間に支払われた特別給の支給額

14 人事委員会勧告以降の給与改定に関する経過について

時 期	内 容
平成 26 年 9 月 5 日	人事委員会が職員の給与について勧告
	市長は「慎重に検討する」と発言
9 月 16 日以降	<p>市長に対して、次の内容等を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告の概要と給与改定実施案 ・ 労働基本権の代償措置であるなどの勧告の意義、性質 ・ これまでの勧告の経緯 ・ 近年の大幅なマイナス勧告においても勧告を尊重し、給与改定を実施してきた状況
9 月 25 日以降	<p>市長に対して、次の内容等も加えて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告を完全実施することの必要性 ・ 他都市の勧告の状況 <p>市長は「色々考えている」と発言</p>
10 月 23 日	<p>市長に対して、11月定例会に向け、給与改定の完全実施の最終判断を仰ぐ。</p> <p>市長が給与改定に対する考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均年収605万円未満の職員の給与は上げる。 ・ 平均年収605万円以上の職員の給与は下げる。
同日以降	<p>市長に対して、そもそも勧告は給料表と期末勤勉手当支給率の改定を行うものであり、扶養手当や住居手当等の生活に応じて支給される手当が含まれる年収に応じて給与改定を実施することは不適當であり、また制度としても対応できない旨を説明</p>

時 期	内 容
10月29日	<p>新開副市長が市長に対して、給与改定に対する市長の考えが次のとおりであることを確認</p> <p>① 民間並みに全体的に給与等を引き上げるとい う人事委員会勧告は、庶民革命を行っている以 上、実施することは難しい。</p> <p>② しかし、勧告において、民間との給与差を解消 する際の視点として示されている若年層に重点 を置いた措置は否定するものではない。 この場合、新たな人件費増を伴わないよう、年 収605万円以上を減額し、年収605万円未満 を増額することにより行うべきである。</p> <p>③ ②の措置は、勧告の精神に沿ったものであり、 これにより勧告は尊重したと考える。</p>
10月30日	<p>新開副市長から職員団体に対して、10月29日に市 長に確認した内容を踏まえ、給与改定を実施できない 状況にある旨を回答</p>
11月6日	<p>人事委員会委員が市長と面談し、勧告の趣旨を改めて 説明</p> <p>市長は、「官民比較の対象となる企業が相当成績のい い企業だけで民間準拠とは言えない」と発言</p>
11月28日 ～12月1日	<p>11月定例会で給与改定について議案外質問</p> <p>市長が「平均年収605万円未満の庶民公務員は勧告 を完全適用し、平均年収605万円以上の職員につい ては給与改定を辛抱してもらおう」旨を答弁</p>
12月26日以降	<p>市長に対して、次の給与改定案を説明し調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非管理職員については、若年層に重点を置いた給 与改定を平成26年4月に遡り実施する。 ・管理職員については、給与改定（給料及び期末勤 勉手当）を実施しない。 ・管理職員の期末勤勉手当支給率の改定は、実施時 期を平成27年4月からとする。

時 期	内 容											
平成 27 年 1 月 14 日午前 同日午後 1 月 15 日 1 月 21 日	<p>また、市長給与について、年収 800 万円の設定根拠である賃金構造基本統計調査による最新の金額等を提示し、対応を求める。</p>											
	<p>(参考) 賃金構造基本統計調査による年収試算</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>年 収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>60 歳</td> <td>7, 926, 900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 25 年</td> <td>60 歳</td> <td>6, 900, 500 円</td> </tr> <tr> <td>65 歳</td> <td>5, 199, 100 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		年 収	平成 19 年	60 歳	7, 926, 900 円	平成 25 年	60 歳	6, 900, 500 円	65 歳	5, 199, 100 円
	区 分		年 収									
	平成 19 年	60 歳	7, 926, 900 円									
平成 25 年	60 歳	6, 900, 500 円										
	65 歳	5, 199, 100 円										
<p>※ 年収は男性大学卒の額</p>												
<p>市長が総務局に対して、次の内容で給与改定等を実施する旨連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非管理職員については、若年層に重点を置いた給与改定を平成 26 年 4 月に遡り実施する。 ②管理職員については、給与改定（給料及び期末勤勉手当）を実施しない。 ③管理職員の期末勤勉手当支給率の改定は、実施時期を平成 27 年 4 月からとする。 ④市長給与について年間 7 万円減額する。 <p>同日午後</p> <p>市長が総務局に対して、午前の給与改定等の内容から③の管理職員の期末勤勉手当支給率の改定も実施しない旨連絡</p> <p>市長が記者会見を実施</p> <p>1 月 15 日</p> <p>3 副市長が総務局に対して、課長級以上の管理職員の給与改定を実施しないことに対し、市長と同様の減額をする意思を表明</p> <p>1 月 21 日</p> <p>新開副市長から職員団体に対して、係長級以下の非管理職員について給与改定を実施する旨を回答</p>												

(注) 上記以外においても市長に対して、説明等を随時実施

15 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について

区 分	内 容
条例の改正内容	<p>管理職員については給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げを見送るもの</p>
意 見	<p>人事委員会勧告の趣旨は、本市職員の給与水準の全体としての引上げを求めるもの（月例給0.27%、期末・勤勉手当の支給月数0.15月分の引上げ）であるのに対し、条例の改正内容は、①勧告内容の一部実施となることから、人事委員会勧告の趣旨とは異なること、②地方公務員法に定める職務給の原則に照らしても、本来の給与制度のあり方に悪影響を及ぼすものであることから、極めて遺憾である。</p>

(参考)

地方公務員法（抜すい）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

16 人事委員会勧告による任用段階別の平均年収の引上額並びに市長及び副市長の7万円減額の理由について

(1) 平均年収の引上額

任用段階	平均年収の引上額
局長級	134,666 円
部長級	117,173
課長級	103,508
係長級	85,314
係員	70,017
平均	74,466

(注) 平均年収の引上額は、行政職給料表適用者の額

(2) 市長の7万円減額の理由

課長級以上の管理職員の給与改定を実施しないことに対し、「管理職員の給料が上がる楽しみがなくなったので自分も同じ苦しみを」との理由から人事委員会勧告による職員の平均引上額（74,466円）を考慮し、年収を7万円減額すると市長自身が判断したものの。

(3) 副市長の7万円減額の理由

課長級以上の管理職員の給与改定を実施しないことに対し、市長と同様の減額をすると副市長自身が判断したものの。

17 平成26年度給与改定による平均年収及び退職手当への影響額について

区 分	影 響 額	
	平均年収	退職手当
	千円	千円
管 理 職 員	0 (1 0 7)	0 (1 9)
管理職員以外	7 3	1 4

- (注) 1 行政職給料表適用者の影響額
 2 退職手当への影響額は、平成26年度末の定年退職予定者の平均給料月額を基に算出
 3 () 内の額は、給与改定を実施したと仮定した場合の影響額

18 人事院総裁宛ての要望書について

平成 27 年 1 月 29 日

人事院総裁
一 宮 なほみ 様

「人事院勧告が行う民間給与の調査方法について」の要望書

名古屋市長 河村 たかし



人事院勧告では、情勢適応の原則(国公法 28 条 1 項)に基いて、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることとしている。給与水準の均衡については、公務と同種、同等の民間を比較するというラスパイレース方式がとられている。しかしながら、この比較方法では、以下のような問題点があるので、是正を要望したい。

まず、現在の調査では、調査対象者の職種が極めて絞られている。すなわち、公務員と同種の仕事と比較するために、「事務系職種」に絞っているが、それでは事務系職種以外の仕事は、すべて除外されてしまい、その結果としてホワイトカラーのみの水準となってしまっている。

また、調査対象者の事業所規模が絞られている。すなわち、調査対象の事業所は「企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上」に絞られており、事実上多くの中小企業が除外されている。その結果、民間の給与実態を正しく反映しているとは言いがたく、実態は「民間エリート」との比較になっている。

さらに、調査対象者が「正社員」に絞られている。すなわち、調査対象は、正社員のみで絞られているが、民間の実態は、労働者の 4 割が非正規社員が占めており、現調査では民間の給与実態を反映しているとは言いがたい。

本来、公務員は全体の奉仕者であって(憲法 15 条)、その待遇も国民全体の中で考えるべきものである。納税者が納める庶民の税金によって、公務員の給与はまかなわれるという大原則に立ち返ると、公務員の給与は「納税者準拠」であるべきである。したがって、今後は、納税者の実態調査として国税庁が行っている民間給与実態調査の平均値をもって、基準とされたい。

19 職員一人当たりの平均超過勤務時間数の推移について

所 属	平成23年度 時間	平成24年度 時間	平成25年度 時間
会 計 室	87	57	66
市 長 室	197	226	265
総 務 局	212	204	197
財 政 局	77	69	70
市 民 経 済 局	125	124	136
環 境 局	146	127	139
健 康 福 祉 局	138	146	149
子 ども 青 少 年 局	86	95	97
住 宅 都 市 局	110	114	126
緑 政 土 木 局	147	131	146
区 役 所	108	113	117
市 会 事 務 局	174	225	239
選挙管理委員会事務局	45	52	33
監 査 事 務 局	62	68	60
人事委員会事務局	94	71	123
教育委員会事務局	57	65	71
消 防 局	246	224	227
平 均	129	127	132

(注) 1 休日勤務に係る時間数を含み、選挙の投開票事務に係る時間数を除く。

2 企業局を除く。

20 要望等記録制度の運用実績について

(1) 要望等記録兼報告書の提出件数

所 属	提 出 件 数			
	個 人	事業者・ 団体等	一定の公職 にある者等	合 計
	件	件	件	件
市 長 室	—	—	1	1
総 務 局	4	—	1	5
市 民 経 済 局	—	1	—	1
環 境 局	9	2	—	11
健 康 福 祉 局	8	2	11	21
子 ども 青 少 年 局	1	—	—	1
住 宅 都 市 局	3	3	1	7
緑 政 土 木 局	1	—	—	1
区 役 所	6	1	2	9
教 育 委 員 会 事 務 局	2	—	—	2
上 下 水 道 局	2	1	1	4
合 計	36	10	17	63

(注) 件数は、平成26年12月31日までに完結したもの

(2) 上記要望等の主な内容

- ・ 職員への指導等について
- ・ 福祉サービスに関する相談等について
- ・ ごみの分別等について

21 平成27年度における要望等記録制度の運用に関する取り組みについて

(1) 職員研修の実施

研修名	対象者
新規採用者研修	新規採用職員
2年目職員研修	採用2年目の職員
中堅職員研修	新たに3級に昇格した職員
主任・技能主任研修	4級に昇格予定の職員
新任係長研修	係長職昇任者
新任課長研修	課長職昇任者
公務員倫理研修 指導者養成研修	局区等の監理主幹・監理主査等
コンプライアンス 講演会	幹部職員等

(参考) その他、各職場において職場内研修を実施予定

(2) 会議の開催

制度の運用状況や職員倫理審査会による審査結果等を組織として共有するため、以下の会議を随時開催する。

会議名	対象者
行政監理委員会	市長、副市長及び局区等の長等
監理主幹会議	局区等の監理主幹
担当者会議	局区等の人事担当者

(3) その他

庁内イントラネットを活用し、運用に関し情報提供を行う。

22 市議会議員選挙と県議会議員選挙を単独で行った場合と同時に行った場合の経費について

(1) 単独で行った場合

事 項		予算額
市議会議員選挙(平成26年度) ①		千円 640,859
県議会議員選挙 ②		448,166
内	平成26年度	100,783
訳	平成27年度	347,383

(注) 県議会議員選挙の平成27年度は試算額

(2) 同時に行った場合

事 項		予算額
市議会議員選挙 ③		千円 453,386
内	平成26年度	100,783
訳	平成27年度(繰越明許)	352,603
県議会議員選挙 ④		296,305
内	平成26年度	100,783
訳	平成27年度	195,522

(注) 市議会議員選挙の平成26年度は執行見込額

(3) 単独で行った場合と同時に行った場合の差額

事 項	差 額
市議会議員選挙 ①-③	千円 187,473
県議会議員選挙 ②-④	151,861

23 5都市における選挙のお知らせの配付方法等について

都市名	配付方法	配達者への差出時期	配付日数
横浜市	郵送	公示日の1日前	5日
京都市	郵送	公示日の2日前	5日
大阪市	郵送	公示日の1日前	4日
神戸市	郵送	公示日の1日前	2～4日程度
名古屋市	通達員	公示日の1日前	7日

(注) 1 平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における実績

2 本市の配達者への差出時期の欄は配付開始日

24 投票所における従事員について

(1) 投票管理者（各投票所：1人）

役 割	投票事務全般を管理執行し、投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を有する。
選任要件	当該選挙の選挙権を有する者 （在職中、関係区域内における選挙運動は禁止）
身 分	非常勤特別職の地方公務員

(2) 投票立会人（各投票所：2人）

役 割	投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会う。
選任要件	各投票区の選挙人名簿に登録された者 （同一政党の者を選任することができない。）
身 分	非常勤特別職の地方公務員

(3) 民間従事員（各投票所：有権者数に応じて5人～14人）

役 割	選挙人名簿の対照事務や投票用紙の交付事務に従事する。
選任要件	特になし
身 分	区選挙管理委員会が事務を委嘱

(4) その他

投票立会人及び民間従事員については、区の実情に応じて、区選挙管理委員会が選任する際に交替制を採用することができる。

（平成26年12月の衆議院議員総選挙から）

25 名古屋市任期付職員の選考について

(1) 任期付職員採用に関する経過

ア 公募による採用を決定するまでの経過

時 期	内 容
平成 25 年 4 月 21 日	河村市長再選 ・マニフェストに「常勤民間アドバイザー（セカンドオピニオン作り）民間登用」を明記
4 月 23 日	新聞（市長インタビュー）において「既に入選を検討している」と報道
5 月以降	「常勤民間アドバイザー」の制度化について内部検討（主な検討課題） ・勤務形態（常勤一般職か非常勤特別職か） ・採用方法（公募か非公募か） ・勤務場所（市長直属か事業所管局か）
5 月 15 日	市長へのレクチャーの際、市長が「港分野に 1 人候補者がいる」と発言
6 月 18 日	市長に対して、職員の採用には十分な透明性と公正性の確保が必要であるため、原則として公募で行うべきであり、非公募の場合には対外的に明確な理由などが不可欠であることを説明
6 月 21 日	入倉副市長から総務局長、市民経済局長に対し、市長の意向により国際展示場分野に柳原貴人氏を非公募で採用するよう指示

時 期	内 容
6月下旬	内部検討の結果、非公募による採用は困難と判断し、総務局長から入倉副市長に対して報告 入倉副市長から市長に対して、非公募による採用は課題が多く困難である旨を説明 柳原氏から問い合わせがあったため、総務局長が電話連絡し、状況を説明
7月1日	市長から入倉副市長に対して、公募による採用を行うよう指示

イ 募集案内を公表するまでの経過

時 期	内 容
平成25年 7月1日以降	採用分野、時期等について内部検討
10月22日	市長に対して、平成26年4月を目途に国際展示場分野において課長級の常勤任期付職員を公募する案を説明
11月5日	市長から指示 (主な内容) ・産業・国際展示場担当、エンターテインメント・観光担当、行財政改革担当をそれぞれ1名または若干名採用 ・市長直轄とし、経過により各局に配置 ・早急な公募手続きの実施

時 期	内 容
11月8日	<p>市長に対して、まずは国際展示場分野において民間登用職員1名を市長直轄ではなく市民経済局に配置する案を説明</p> <p>市長から、募集人員は若干名、配置先は市長直轄とするよう指示</p>
平成26年 1月24日	<p>特別職秘書の設置条例案の提出に伴い、特別職秘書と市長の考える民間登用職員との役割の整理に時間を要する旨を市長に説明</p>
5月23日	<p>市長に対して、検討状況を説明 (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長直轄とすると特別職秘書との役割分担が不明確となるため、一般職としての職務を明確にすることが必要 ・若干名という曖昧な募集は不適當 ・まずは事業所管局を本務として国際展示場分野で1名募集するが、市長室との兼務も検討 ・行財政改革分野には効果が見込めないため導入しない。 <p>市長から、国際展示場及びエンターテインメントの2分野で1名ずつ募集し、国際展示場分野は市民経済局、エンターテインメント分野は総務局に配置するよう指示</p>
6月2日	<p>市長に対して、国際展示場及び都市魅力向上の2分野でそれぞれ1名ずつ公募し、平成27年度から採用する案を説明</p>

時 期	内 容
6月3日	<p>定例記者会見で市長が民間登用の独自案を説明 (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所管局に所属、市長室にも勤務場所を設置 ・ 任期付職員、課長級、常勤採用 (任期1年、再任可) ・ 担当分野は、国際展示場・産業振興分野、エンターテインメント分野 (文化・観光)、行財政改革分野の3分野 ・ 公募採用
6月3日以降	勤務場所、任期、導入分野等について市長と再度調整
7月2日	市長に対して、市長室には勤務場所を設けないこと、任期は2年とすること、行財政改革分野には導入しないこと等について説明し、7月28日に募集案内を公表することで了解
7月28日	募集案内公表

(2) 名古屋市任期付職員（国際展示場整備構想等分野）の選考結果

ア 一次選考結果

氏名	試験官	ア (30)						イ	計	一次選考得点	合否
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)				
		(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(20)	(50)	(50)	
A	a	2	2	3	3	2	3	5	20	22	×
	b	3	3	4	3	3	3	5	24		
B	a	3	4	3	2	3	3	10	28	24	×
	b	3	4	3	3	3	4	0	20		
C	a	4	4	3	3	4	4	15	37	34	○
	b	3	4	4	3	3	4	10	31		
D	a	3	3	3	4	3	4	10	30	31	○
	b	4	3	4	3	3	4	10	31		
E	a	4	3	3	3	3	4	10	30	31	○
	b	4	3	3	3	4	4	10	31		
柳原 貴人	a										○
	b										
F	a	4	4	3	4	3	4	10	32	31	○
	b	3	3	3	3	3	4	10	29		
G	a	4	3	4	4	4	4	15	38	35	○
	b	4	3	4	3	3	4	10	31		
H	a	2	3	3	2	2	2	10	24	24	×
	b	3	4	3	3	3	2	5	23		

(注) 1 () 内の数字は、各項目の配点

2 一次選考得点欄の点数は、各試験官の得点を平均（小数点以下切り上げ）したもの

イ 二次選考結果

氏名	試験官	ア (30)					イ (40)				計	二次選考 得点 (70)	一次選考 得点 (50)	一次・二次選考 合計 得点 (120)	合否	
		(ア) (5)	(イ) (5)	(ウ) (5)	(エ) (5)	(オ) (5)	(カ) (5)	(キ) (10)	(ク) (10)	(ケ) (10)						(コ) (10)
C	a	5	4	5	4	4	4	7	7	5	7	52	47	34	81	○
	b	3	3	3	3	3	3	7	7	5	5	42				
	c	4	3	3	4	4	4	5	7	5	7	46				
D	a	4	5	4	5	5	5	10	7	7	10	62	60	31	91	○
	b	4	5	5	4	4	4	7	7	10	7	57				
	c	4	4	5	4	4	5	7	7	10	10	60				
E	a	4	5	5	4	5	4	10	7	10	7	61	50	31	81	○
	b	4	3	4	3	3	3	5	7	7	5	44				
	c	3	4	4	3	3	4	5	5	5	7	43				
柳原 貴人	a															○
	b															
	c															
F	a	2	3	2	2	2	3	5	5	5	5	34	35	31	66	×
	b	3	3	4	3	3	4	5	5	5	7	42				
	c	3	3	2	2	2	3	5	3	3	3	29				
G	a	3	3	4	3	3	3	7	7	5	5	43	37	35	72	×
	b	2	2	3	3	3	2	7	5	5	3	35				
	c	3	2	2	2	3	3	5	5	5	3	33				

- (注) 1 () 内の数字は、各項目の配点
 2 二次選考得点欄の点数は、各試験官の得点を平均（小数点以下切り上げ）したもの
 3 一次・二次選考合計得点により合否を決定

ウ 最終選考結果

氏名	試験官	ア (20)	イ (20)	ウ (20)	エ (20)	最終選考得点 (80)	一次選考得点 (50)	二次選考得点 (70)	一次・二次選考 合計得点 (120)	一次・二次・最終選考 合計得点 (200)	合否
C	市長	10	14	14	10	48	34	47	81	129	×
D	市長	10	14	14	14	52	31	60	91	143	×
E	市長	10	14	14	14	52	31	50	81	133	×
柳原 貴人	市長										○

(注) 1 () 内の数字は、各項目の配点

2 一次・二次・最終選考合計得点により合否を決定

(3) 名古屋市任期付職員（都市魅力向上分野）の選考結果

ア 一次選考結果

氏名	試験官	ア (30)						イ	計	一次選考得点	合否
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)				
		(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(20)	(50)	(50)	
A	a	2	2	2	2	2	2	5	17	21	×
	b	3	3	2	2	2	2	10	24		
B	a	1	2	2	1	1	1	5	13	19	×
	b	3	3	2	3	2	2	10	25		
C	a	3	3	2	2	2	2	5	19	22	×
	b	3	3	2	2	2	3	10	25		
D	a	1	1	1	2	1	1	5	12	12	×
	b	1	1	1	1	1	1	5	11		
E	a	3	3	4	3	3	4	10	30	33	○
	b	4	4	3	3	3	4	15	36		
F	a	2	2	2	2	2	2	10	22	22	×
	b	2	2	2	2	2	2	10	22		
G	a	3	3	3	1	2	3	10	25	22	×
	b	2	2	2	1	1	1	10	19		
H	a	2	1	2	3	2	2	10	22	18	×
	b	2	2	1	1	1	2	5	14		
I	a	5	4	5	4	4	4	15	41	40	○
	b	4	3	4	4	4	5	15	39		
J	a	4	3	4	4	3	4	15	37	36	○
	b	4	3	3	3	3	4	15	35		
K	a	2	2	3	3	3	3	15	31	31	○
	b	3	2	2	3	3	3	15	31		
L	a	1	1	1	2	2	2	5	14	13	×
	b	1	1	1	1	1	1	5	11		

氏名	試験官	ア (30)						イ	計	一次選考得点	合否
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)				
		(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(20)	(50)	(50)	
田頭 泰樹	a										○
	b										
M	a	3	3	4	3	3	4	15	35	33	○
	b	3	3	2	3	2	3	15	31		
N	a	3	3	3	3	3	3	15	33	33	○
	b	3	2	3	3	3	3	15	32		
O	a	2	2	2	3	2	3	10	24	26	×
	b	3	2	3	3	3	3	10	27		
P	a	2	2	2	3	2	2	5	18	20	×
	b	2	2	2	2	2	2	10	22		
Q	a	2	2	3	2	2	2	15	28	28	×
	b	3	2	2	2	2	2	15	28		
R	a	2	1	1	2	2	2	5	15	13	×
	b	1	1	1	1	1	1	5	11		
S	a	2	2	2	2	2	2	15	27	30	○
	b	3	3	3	3	3	3	15	33		
T	a	4	4	4	4	4	5	15	40	41	○
	b	4	5	4	4	4	5	15	41		
U	a	3	2	3	3	2	3	10	26	26	×
	b	3	2	2	3	2	3	10	25		
V	a	1	1	2	1	2	1	10	18	22	×
	b	3	3	3	2	2	3	10	26		

- (注) 1 () 内の数字は、各項目の配点
2 一次選考得点欄の点数は、各試験官の得点を平均 (小数点以下切り上げ) したもの

イ 二次選考結果

氏名	試験官	ア (30)						イ (40)				計	二次選考 得点 (70)	一次選考 得点 (50)	合 計 得 点 (120)	合 否
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)					
E	a	2	3	3	4	3	3	5	7	5	5	40	33	33	66	×
	b	3	3	3	3	3	2	5	5	5	3	35				
	c	1	2	2	2	2	1	3	3	3	5	24				
I	a	4	4	4	4	3	4	7	5	7	3	45	37	40	77	×
	b	2	3	3	3	3	2	5	3	5	3	32				
	c	3	3	3	4	3	3	3	3	5	3	33				
J	a	4	3	5	3	4	5	7	7	7	7	52	48	36	84	○
	b	4	3	3	3	3	3	7	7	5	5	43				
	c	4	3	3	3	4	4	5	7	7	7	47				
K	a	4	4	3	4	3	3	7	7	7	5	47	44	31	75	×
	b	3	3	3	4	3	3	5	5	7	5	41				
	c	3	4	4	3	3	3	5	7	7	5	44				
田頭 泰樹	a															○
	b															
	c															
M	a	3	3	3	4	3	4	7	7	5	5	44	35	33	68	×
	b	2	2	2	3	2	2	5	5	5	5	33				
	c	2	2	2	3	2	2	3	5	3	3	27				
N	a	3	4	4	4	3	3	7	10	10	7	55	50	33	83	○
	b	4	4	4	4	3	4	7	5	7	7	49				
	c	4	4	3	4	4	3	7	7	5	5	46				
S	a	4	4	3	3	3	4	5	5	5	5	41	32	30	62	×
	b	2	2	2	3	2	2	3	5	5	3	29				
	c	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3	25				
T	a	3	2	4	2	2	2	5	5	3	5	33	42	41	83	○
	b	4	3	4	3	3	3	7	5	7	5	44				
	c	4	4	4	4	4	4	5	7	5	7	48				

- (注) 1 () 内の数字は、各項目の配点
 2 二次選考得点欄の点数は、各試験官の得点を平均（小数点以下切り上げ）したもの
 3 一次・二次選考合計得点により合否を決定

ウ 最終選考結果

氏名	試験官	ア (20)	イ (20)	ウ (20)	エ (20)	最終選考得点 (80)	一次選考得点 (50)	二次選考得点 (70)	一次・二次選考 合計得点 (120)	一次・二次・最終選考 合計得点 (200)	合否
J	市長	10	14	14	14	52	36	48	84	136	×
田頭 泰樹	市長										○
N	市長	10	14	14	14	52	33	50	83	135	×
T	市長	10	14	14	14	52	41	42	83	135	×

- (注) 1 () 内の数字は、各項目の配点
 2 一次・二次・最終選考合計得点により合否を決定

(4) 堺市の一般任期付職員公募に係る選考

ア 募集内容

項 目	内 容
募集した分野	・子育て支援部門 ・業務改善部門
募集した職	課長級又は部長級
募集人員	各分野1名
任 期	平成26年4月1日から平成29年3月31日

イ 選考内容等

項 目	一次選考	二次選考	最終選考	
選考区分	書類及び論文	プレゼンテーション	面接	
配 点	非公表	非公表	非公表	
試 験 官	非公表	非公表	・市長 ・副市長(3名)	
合格者数	子育て支援部門	15名	3名	0名
	業務改善部門	13名	3名	1名
	合 計	28名	6名	1名